

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「児童の権利擁護」についてお伝えします。



○児童の権利擁護について

児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっています。

平成30年に東京・目黒区で5歳の女の子が虐待を受けて死亡した事件や、令和元年に千葉県野田市で小学4年生の女の子が虐待を受けて死亡した事件など、児童虐待により、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。このように保護者(里親、児童福祉施設の長も同様)が「しつけ」と称して暴力・虐待をおこなない子どもが死亡に至るなどの重篤な結果につながるものもあります。

我が国においては「しつけのため子どもを叩くことはやむを得ない」という意識が根強く存在しており、そうしたしつけの名のもとにおこなわれる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例も多く見受けられます。

こうしたことを踏まえ、令和元年6月に成立した児童福祉法などの改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行されています。

法律の施行に伴い、子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全

体で取り組んでいかななくてはなりません。

○なぜ体罰はいけないのか

「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)」である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。

体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達に様々な悪影響が生じる可能性があり、これは科学的にも明らかになっています。

○しつけとは何か

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことをしっかりと教え伝えていくことも必要です。

子どもにしつけをするときは、子どもの発達しつつある能力に合う方法でおこなう必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示すなどの本人が理解できる方法で伝える必要があります。

○子育て相談窓口

児童相談所虐待対応ダイヤル
「189(いち・はや・く)」や
児童相談所相談専用ダイヤル
「0570(783)189(なやみ・いち・はや・く)」なども利用可能です。

○子どもの人権110番 そうだししたい子どもへ

おやからぎやくたいされている、でもせんせいや、おやにはいえない…。

だれにそうだししたいか、わからない…。

もしも、そんなくるしみをかかえていたら、ひとりでなやまずに、ほうむきよくに、おでんわください。ほうむきよくのしょくいん、または、じんけんようごいいんが、みなさんのおはなしをきいて、どうしたらいいか、いっしょにかんがえます。

そうだんはむりよう、そうだんないようのひみつは、まもられます。

子どもの人権110番(むりよう)
TEL 0120(007)110

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係